

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 日本年金機構で使用する高圧電力（九州電力管内）
- (2) 需要場所 別添 1 のとおり。
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等（各需要場所の詳細は、別添 1 のとおり。）
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ① 契約電力：実量制とし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
（目安として別添 1 に令和 8 年 4 月の予定契約電力を記載する。）
 - ② 予定使用電力量：別添 1 のとおり。
- (3) 供給期間
 - 自 令和 8 年 4 月 1 日 0 : 0 0
 - 至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0
- (4) 需給地点
需要場所における受電設備の終端接続部接続端子と給電者の設置した終端接続部接続端子との接続点。
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。
- (7) 主体的業務等の再委託の禁止
当該業務の実施にあたり、主体的部分（業務の全体管理、電力の供給、及び費用の請求）を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。
- (8) 対価の支払方法
 - ① 月毎に各需要場所の契約電力、力率、使用期間、使用電力量、燃料費調整（単価含む）、請求金額等明細内訳を記載した報告書（任意様式）を作成し、その内容について、日本年金機構職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。
 - ② 上記①の検査に合格後、対価の支払いを、日本年金機構の出納責任者に月単位に請求することができる。

(9) その他

- ① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ② 契約年度における電力供給が終了後、3 か月以内に供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添 4 を「3 (3) 担当部署」へ送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添 4 提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様を満たしていない場合、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを「3 (3) 担当部署」へ提出する等により補修すること。
- ③ 仕様書で一義に定まらない事案があることを把握した時、または仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、別途「3 (3) 担当部署」の指示に従うものとする。

3 入札参加に関する注意事項

(1) 事前提出書類

「適合証明書（別添 2-1）」及び「供給実績証明書（別添 2-2）」を令和 7 年 12 月 2 日（火）正午までに「(3) 担当部署」に提示すること。

提示された書類に関し、環境配慮基準に適合し、本案件の履行能力を有すると認められた者のみ応札が可能であり、審査結果は、令和 7 年 12 月 9 日（火）18 時までに「(3) 担当部署」より電話で連絡を行う。

(2) 仕様書に関する質疑

仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、別添 3 の質問書を作成のうえ、「(3) 担当部署」に電話連絡後、令和 7 年 11 月 11 日（火）正午までに FAX により提出を行うこと。質問事項に対する回答は、令和 7 年 11 月 20 日（木）18 時頃に日本年金機構 HP に掲載する。

(3) 担当部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

T E L 03-6892-0727

F A X 03-6892-7993

1. 概要			2. 仕様（1）供給電気方式等						令和8年4月～令和9年3月の使用電力量見込（単位：kWh）												
エリア	拠点数	契約電力 (KW)	供給電気方式	供給電圧 (V) (標準電圧)	計量電圧 (V) (標準電圧)	標準周波数 (H z)	受電方式	蓄熱式負荷設備の有無	令和8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	合計
日本年金機構で使用する高圧電力（九州電力管内）	36	2,911	交流 3 相 3 線式	6,000	6,000	60	※別添 1 を参照		277,633	301,901	345,070	513,486	540,887	465,656	346,638	290,486	372,451	413,216	394,318	338,391	4,600,133

概要									【参考】令和8年4月～令和9年3月の使用電力量見込（単位：kWh）													
項番	エリア	需要場所	需要場所住所	受電方式	契約電力 (KW)	蓄熱式負荷設備の有無	検針方法	計量器構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
254	九州	東福岡年金事務所	福岡県福岡市東区馬出3－12－32	1回線受電	89	無	自動検針	本線	8,398	9,004	10,436	16,351	16,925	14,308	10,508	8,925	11,448	13,012	12,170	10,630	142,115	4,600,133
255	九州	第2コールセンター	福岡県福岡市博多区博多駅東3－15－23	1回線受電	73	無	自動検針	本線	8,792	9,817	11,206	14,878	15,818	14,918	11,083	9,724	12,854	13,282	12,697	11,647	146,716	
256	九州	中福岡年金事務所	福岡県福岡市中央区大手門2－8－25	1回線受電	77	無	自動検針	本線	6,884	7,080	7,786	11,766	12,134	10,146	7,525	7,423	10,758	12,308	12,505	10,039	116,354	
257	九州	西福岡年金事務所	福岡県福岡市西区内浜1－3－7	1回線受電	80	無	自動検針	本線	6,973	7,960	10,662	17,194	17,820	15,787	11,135	8,123	10,570	11,791	11,728	9,917	139,660	
258	九州	南福岡年金事務所	福岡県福岡市南区塩原3－1－27	1回線受電	72	無	自動検針	本線	8,584	9,873	11,051	15,575	15,568	13,571	10,812	9,164	11,118	12,136	11,928	10,586	139,966	
259	九州	直方年金事務所	福岡県直方市知古1－8－1	1回線受電	70	無	自動検針	本線	6,087	6,545	7,766	12,119	12,993	10,757	7,286	6,790	10,443	12,054	11,353	8,428	112,621	
260	九州	久留米年金事務所	福岡県久留米市諏訪野町2401	1回線受電	79	無	自動検針	本線	7,909	9,280	10,671	14,824	15,849	14,011	10,870	8,774	11,960	13,390	13,826	10,503	141,867	
261	九州	小倉南年金事務所	福岡県北九州市小倉南区下曾根1－8－6	1回線受電	64	無	自動検針	本線	6,352	6,878	7,530	10,813	12,113	9,803	7,332	6,533	8,048	9,274	8,894	7,981	101,551	
262	九州	小倉北年金事務所	福岡県北九州市小倉北区大手町13－3	1回線受電	95	無	自動検針	本線	9,223	9,947	11,781	17,299	18,278	14,739	11,514	10,814	14,138	16,580	16,100	13,229	163,642	
263	九州	八幡年金事務所	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1－5－5	1回線受電	88	無	自動検針	本線	8,066	9,203	10,852	15,121	16,870	14,433	10,508	8,861	11,458	12,129	13,168	10,542	141,211	
264	九州	大牟田年金事務所	福岡県大牟田市大正町6－2－10	1回線受電	47	無	自動検針	本線	5,006	5,633	6,314	9,037	10,148	8,948	6,753	5,320	6,653	7,516	7,179	6,214	84,721	
265	九州	佐賀年金事務所	佐賀県佐賀市八丁坂町1－32	1回線受電	100	無	自動検針	本線	9,063	10,110	11,945	16,867	18,558	16,372	11,383	9,013	13,295	15,472	14,352	11,439	157,869	
266	九州	唐津年金事務所	佐賀県唐津市千代田町2565	1回線受電	82	無	自動検針	本線	6,741	7,494	9,732	16,373	17,856	15,241	9,336	6,968	10,556	12,064	12,173	9,671	134,205	
267	九州	武雄年金事務所	佐賀県武雄市武雄町大字昭和43－6	1回線受電	37	無	自動検針	本線	2,977	3,373	4,081	5,927	6,880	6,037	4,299	3,233	4,232	4,786	4,720	3,894	54,439	
268	九州	長崎南年金事務所	長崎県長崎市金屋町3－1	1回線受電	71	無	自動検針	本線	6,212	6,890	7,991	11,918	13,297	11,669	8,480	6,807	9,317	10,777	10,169	8,169	111,696	
269	九州	長崎北年金事務所	長崎県長崎市稲佐町4－22	1回線受電	59	無	自動検針	本線	5,410	5,663	6,394	8,732	9,980	8,825	6,756	5,466	7,049	7,859	7,304	5,979	85,417	
270	九州	佐世保年金事務所	長崎県佐世保市稲荷町2－37	1回線受電	65	無	自動検針	本線	6,591	7,173	7,746	10,278	11,968	10,070	8,014	7,215	8,975	9,611	9,329	7,913	104,883	
271	九州	諫早年金事務所	長崎県諫早市栄田町47－39	1回線受電	65	無	自動検針	本線	4,804	5,276	6,296	9,667	11,008	9,103	5,962	4,991	8,296	9,557	9,281	7,268	91,509	
272	九州	熊本東年金事務所	熊本県熊本市東区東町4－6－41	1回線受電	90	無	自動検針	本線	7,901	8,889	10,030	15,105	16,949	15,442	10,517	8,400	10,441	12,203	11,072	8,905	135,854	
273	九州	熊本西年金事務所	熊本県熊本市中央区千葉城町2-37	1回線受電	76	無	自動検針	本線	8,620	9,771	10,867	15,369	16,820	14,213	11,230	8,668	11,121	11,176	7,145	6,724	131,724	
274	九州	八代年金事務所	熊本県八代市萩原町2－11－41	1回線受電	94	無	自動検針	本線	7,462	8,027	8,412	13,648	14,644	12,342	8,656	7,246	10,016	11,543	11,082	9,224	122,302	
275	九州	本渡年金事務所	熊本県天草市東町2－21	1回線受電	44	無	自動検針	本線	3,366	3,560	4,162	7,490	8,061	5,911	4,229	3,489	5,059	5,958	5,756	4,691	61,732	
276	九州	玉名年金事務所	熊本県玉名市松木11－4	1回線受電	40	無	自動検針	本線	2,814	2,964	3,495	6,006	7,211	6,064	3,466	3,280	5,201	5,490	5,810	4,131	55,932	
277	九州	大分年金事務所	大分県大分市東津留2－18－15	1回線受電	89	無	自動検針	本線	8,258	9,017	10,772	17,138	17,428	14,764	9,901	8,891	12,130	13,722	12,784	11,301	146,106	
278	九州	別府年金事務所	大分県別府市西野口町2－41	1回線受電	69	無	自動検針	本線	4,576	4,835	5,969	9,718	10,435	8,838	6,371	5,623	8,380	9,523	9,330	7,735	91,333	
279	九州	佐伯年金事務所	大分県佐伯市女島字源六分9029－5	1回線受電	38	無	自動検針	本線	3,143	3,236	4,018	6,198	6,659	5,436	3,863	3,486	5,231	5,399	5,515	4,627	56,811	
280	九州	宮崎年金事務所	宮崎県宮崎市天満2－4－23	1回線受電	67	無	自動検針	本線	6,918	7,557	8,159	12,210	12,656	10,689	8,936	7,320	9,145	10,294	9,275	8,361	111,520	
281	九州	高鍋年金事務所	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105－1	1回線受電	25	無	自動検針	本線	3,406	3,632	3,869	5,273	5,230	4,645	4,144	3,493	4,142	4,354	4,073	3,817	50,078	
282	九州	延岡年金事務所	宮崎県延岡市大貫町1－2978－2	1回線受電	50	無	自動検針	本線	3,742	3,873	4,858	7,792	8,347	6,695	4,895	4,661	6,342	7,007	6,637	5,544	70,393	
283	九州	都城年金事務所	宮崎県都城市一万城町71－1	1回線受電	49	無	自動検針	本線	5,825	6,235	6,996	10,426	10,418	8,881	7,565	6,019	7,962	8,323	7,633	6,940	93,223	
284	九州	鹿児島南年金事務所	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5－25	1回線受電	54	無	自動検針	本線	4,634	5,283	5,554	7,619	7,392	6,645	6,196	4,898	6,007	6,572	6,519	5,083	72,402	
285	九州	鹿児島北年金事務所	鹿児島県鹿児島市住吉町6－8	1回線受電	56	無	自動検針	本線	6,223	6,662	7,292	11,965	11,696	9,541	7,831	6,262	7,818	8,654	8,330	7,000	99,274	
286	九州	川内年金事務所	鹿児島県薩摩川内市平佐町2223	1回線受電	53	無	自動検針	本線	5,299	5,638	6,628	10,055	10,240	8,182	6,988	5,834	7,891	9,114	8,558	6,736	91,163	
287	九州	加治木年金事務所	鹿児島県姶良市加治木町諏訪町113	1回線受電	84	無	自動検針	本線	6,047	6,337	6,776	10,171	11,053	9,603	7,415	6,096	6,826	7,932	7,024	6,439	91,719	
288	九州	鹿屋年金事務所	鹿児島県鹿屋市寿3－8－19	1回線受電	44	無	自動検針	本線	5,728	6,078	6,473	10,070	10,435	9,020	7,530	5,537	6,133	6,611	6,427	5,654	85,696	
289	九州	福岡広域事務センター	福岡県福岡市博多区××××（受託後、別途通知）	1回線受電	576	無	自動検針	本線	59,599	63,108	70,500	102,494	101,150	90,007	67,349	57,139	61,438	65,743	62,472	61,430	862,429	

適 合 証 明 書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（九州電力管内）

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

⑩

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2. 令和 5 年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和 5 年度 1kWh あたりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	有・無	

① ～ ④の合計点数	
------------	--

注 1) 1 の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始から 1 年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から 1 年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注 2) 2 の「自社の基準値」及び「点数」には、別添 2 - 1（配点資料）により算出した値を記載すること。

注 3) 1 の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2 の合計点数が 5 0 点以上 となった者を本案件の環境配慮基準に適合した者とする。

注 4) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

日本年金機構で使用する高圧電力(九州電力管内)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減にかかる取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が50点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
	0.520 以上	0
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が50点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表)「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素係数」は、次の数値とする。 令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料

	等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用料の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。 （算定方式） $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によ

	って他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh）） ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh） 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

供 給 実 績 証 明 書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（九州電力管内）

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

当社が取り扱う電力供給（販売）量について、下記のとおり相違ないことを証明します。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 電力供給（販売）量の合計	kWh
---	-----

注 1) 上記を示す書類を添付すること。

注 2) 上記数量は、日本国内で供給（販売）したものとし、地域は問わない。

注 3) 上記数量が、仕様書別添 1 の予定使用電力量以上である者を、本案件の履行能力を有する者とする。なお、複数の案件に参加する場合は、上記数量が参加する案件の予定使用電力量の合計以上であること。

注 3) 提出期限：令和 7 年 1 2 月 2 日（火）正午（必着）

注 4) 提 出 先：〒 1 6 8 - 8 5 0 5

東京都杉並区高井戸西 3 - 5 - 2 4

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

TEL：0 3 - 6 8 9 2 - 0 7 2 7 FAX：0 3 - 6 8 9 2 - 7 9 9 3

日本年金機構で使用する高圧電力（九州電力管内）の質問（回答）書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 様

所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL番号

提出者

印

番号	質 問	回 答

【質問書提出期限】令和7年11月11日（火）正午まで
【質問書提出方法】F A X （ 03-6892-7993 ）
【質問書の提出先】日本年金機構 本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

特定電源割当証明書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（九州電力管内）

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 様

所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL 番号

㊞

下記契約において、以下の通り電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、日本年金機構に移転したものと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 対象拠点（お客様番号、需要施設名、需要施設住所、契約電力）
別添4別表のとおり

2 供給期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別添4別紙のとおり）

区分	令和8年 4月	令和8年 5月	令和8年 6月	令和8年 7月	令和8年 8月	令和8年 9月	令和8年 10月	令和8年 11月	令和8年 12月	令和9年 1月	令和9年 2月	令和9年 3月
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】												
供給電力量 (kWh) 【B】												
再エネ比率 (%) 【C】												

【照会先】
日本年金機構
会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当
TEL：03-6892-0727
FAX：03-6892-7993

環境価値の属性情報

項番	環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	発電期間	認証番号	環境価値移転量 (kWh)
例	FIT非化石証書（再エネ指定）	●●発電所	●●県●●市●●	太陽光	令和●年●月●日～令和●年●月●日	●●	●●
例	非FIT非化石証書（再エネ指定）	●●発電所	●●府●●市●●	風力	令和●年●月●日～令和●年●月●日	●●	●●
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計（kWh）							

項番	お客様番号	需要施設名	需要施設場所	契約電力
例	9 8 7 6 - 5 4 3 2	〇〇年金事務所	〇〇県××市△町1-2-3	40kW
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				